

ICN・OECDにおける競争政策を巡る最近の議論

2019年7月30日 14:00~16:00

講師：公正取引委員会官房国際課企画官 下津 秀幸 氏

はじめに。ICNとOECD競争委員会の概要

(1) ICN

- ・競争法の国際的収斂を目的として2001年10月に設立されたバーチャルな競争当局ネットワーク。
- ・国際機関、弁護士、エコノミスト等も非政府アドバイザーとして議論に参加。
- ・126の国・地域から139の競争当局が参加(2018年12月現在)。
- ・主要21競争当局のトップ等で構成される運営委員会の下に(i)カルテル作業部会、(ii)企業結合作業部会、(iii)単独行為作業部会、(iv)アドボカシー作業部会、(v)適切有効な競争当局組織作業部会に加え、運営枠組作業部会、メンバーシップ作業部会、年次総会計画委員会がある。
- ・ICN yearとは年次総会から年次総会までの期間を指す。

(2) OECD競争委員会

- ・本部はパリ。加盟国36か国のほか議題により非加盟国・地域も参加。
- ・競争委員会の下に、(i)第2作業部会(競争と規制について議論)と(ii)第3作業部会(協力と執行について議論)を設置している。
- ・本会合と各部会は年2回開催(6月と11月)。11月会合に合わせて、年1回非加盟国・地域を招請して「競争に関するグローバルフォーラム」を開催している。

1. 経済のデジタル化と競争政策

(1) 各種報告書等がある。

- ・An Introduction to Online Platforms and Their Role in the Digital Transformation (May 2019, OECD)
- ・Unlocking Digital Competition (March 2019, Digital Competition Expert Panel, U.K.)
- ・Competition Policy for the Digital Era (April 2019, Jacques Cremer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer)
- ・Digital Platforms Inquiry (Final Report) (July 2019, ACCC)
- ・データと競争政策に関する検討会報告書(2017年6月、公正取引委員会競争政策研究センター)

(2) 国際的議論

①現在の競争法の枠組みで対応できるのか。⇒基本的には対応可能。

但し、「アルゴリズムとカルテル」についての2017年6月OECD本会議で、各競争事業者が独自判断で類似又は特定のアルゴリズムを採用し結果的に価格戦略が一致する場合について既存の枠組みでの規制の可否が議論された。

⇒そもそも規制するべきか。

⇐ 企業結合規制、確約手続などで暗黙の共謀を防止できるのではないか。

②IT 大企業による将来の有効な競争単位となる得るスタートアップ企業の買収にどう対応すべきか。(いわゆる Killer Acquisition)

⇒IT 大企業にはすべての買収計画を事前報告させるべき。

⇐ 届出基準変更は時期尚早。

⇐ 問題となる買収はほんの一部ゆえ全体を規制するのは問題。

⇐ 企業結合規制ではなく独占化行為として問題にすべき。

③プラットフォームの反競争的行為をどう規制するか。

⇒伝統的執行ツールを用いる。事後規制の弱点を事前規制で補うべき。

⇒他の法制との補完もある。

⇒バランスのとれたルール整備を進めるべき。

・ DOJ はその姿勢をプラットフォーム規制に切り替えた。

・ EU はもとよりプラットフォームを規制。

④競争当局における組織のありかた。

⇒デジタル市場ユニットを設立すべき。

⇒十分な市場理解のためにタスクフォースの設置等が必要

・ 競争とデジタル経済に関する G 7 競争当局の共通理解について

(i)イノベーション及び成長に関するデジタル経済の恩恵

⇒競争市場は経済が十分機能する為の鍵だ。

(ii)既存の競争法制の柔軟性及び妥当性

⇒競争法は柔軟に対応可能。

(iii)競争唱導活動及び競争評価の重要性

⇒政府は、デジタル市場競争を関連施策規制が不必要に制限していないか分析すべき。

(iv)国際協力の必要性

⇒国際的収斂促進が重要。

2. 審査手続の公平性・透明性

・ 2018 年 6 月 1 日、DOJ 反トラスト局長スピーチ「審査手続の適正化は、多国間協定を締結することで推進しよう」と呼びかけた。

・ 一方、せっかく ICN があるのだから、ICN を通じて競争当局審査手続の枠組みを纏めるべきと考えがひろまり、現在はこの方向で進行している。

・ ICN の推進する審査手続適正化への枠組みは次の通りである

ICN Framework on Competition Agency Procedures(ICNCAP)

序文、 第1条:フレームワークへの参加 第2条:協力プロセス、 第3条:フレームワークの見直し 別紙:原則 ⇒	(別紙:原則) a)定義 b)差別をしない c)透明性・予測可能性 d)審査手続 e)調査及び執行手続の時期 f)秘密性	g)利益相反 h)告知及び防御機会 i) 代理人・秘匿特権 j) 書面決定 k)独立の司法審査 l)基準の追加
---	--	--

・ ICNCAP の特色： オプトイン方式の参加、テンプレートの作成・公表、非加盟当局も参加可能。

・ リニエンシー制度のマーク登録については、個別競争当局への申請ではなくワンストップで各当局に申請出来るようにしたらどうかと言う考え方が国際会議でなされることがあった。

3. 国際協力

・ 国連規則 F 条¹

・ 公取委としては UNCTAD の役割を明記する案を作成した。すなわち、UNCTAD は国際協力を推進するために加盟国当局におけるコンタクトパーソンのリストを維持する。加盟国当局は UNCTAD に、例えば、他の当局との連絡を容易にするための支援等を要求することができること。

以上

¹

https://unctad.org/meetings/en/SessionalDocuments/ccpb_comp1_%20Guiding_Policies_Procedures.pdf